

作品販売委託契約書

■を甲、CLASSIX株式会社を乙とし、甲乙は、甲の作品の販売委託に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の目的） 甲は、甲の所有する作品を、乙の名義で、乙の運営するクラウドアートギャラリー（正式名称：CLASSIX CLOUD ART GALLERY/URL：<https://gallery.classix.life/>）において、販売することを委託し、乙は、これを受託する。

第2条（販売価格） 作品の販売価格は甲が指定するところによる。乙は同価格に従い、作品を販売する。

第3条（商品の送付） 作品購入の問い合わせがあった場合、乙は甲にその者の情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を提供し、甲は、自らその者に送料を確認・請求し、販売後、その責任において、購入者に作品を送付するものとする。

第4条（販売手数料） 乙の販売手数料は、販売代金の20%（外税）とする。

2 乙は、毎月20日までに、前月内に販売した作品の販売金額を計算し、甲に報告するとともに、その販売金額から前項の販売手数料を控除した残額を、銀行振込の方法により、甲に支払う。但し、送金手数料は乙の負担とする。

第5条（商品の瑕疵） 乙は、販売した作品について購入者からクレームを受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。購入の解除などのクレームへの対応は、甲乙協議の上、乙が行う。

第6条（契約期間） 本契約の期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了前1カ月前までに甲乙いずれからも申出がないときには、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第7条（報告） 乙は、甲が乙の運営するクラウドアートギャラリー以外において、甲の所有する作品を販売することをあらかじめ承諾し、甲は当該販売がなされた都度、乙に報告する。甲乙は互いに、適宜、作品の存否などの報告を求めることができる。

第8条（解除） 甲または乙において、次の各号の1つに該当した場合、相手方は、何ら催告することなく本契約を解除できる。

(1) 破産手続き開始もしくは民事再生・会社更生手続き開始の申立て等の事実が生じたとき

(2) 本契約に違反または重大な背信行為があったとき

第9条（確認） 甲は、クラウドアートギャラリーにおける作品の販売が、何人の公衆送信権・展示権等の権利を害するものでないことを確認する。

第10条（合意管轄） 本契約より生じる権利義務に関する争いを解決するための第一審管轄裁判所は、東京地方（簡易）裁判所とする。

第11条（協議） 本契約について定めのない事項については、甲乙の協議するところにより定める。

本契約中の条項の解釈について疑義が生じた場合も同様とする。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を所持する。

2021年 月 日

甲

乙 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-3-13

CLASSIX株式会社

代表取締役 川田剛